

東電福島第一原発事故避難指示地域住民の 医療費無料化措置の長期継続を求める緊急申し入れ書

内閣総理大臣 菅 義偉 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様
復興大臣 平沢 勝栄 様

福島原発事故で政府の避難指示が出された地域の住民には、健康保険の特例措置による医療費一部負担（窓口3割負担）の無料化、健康保険料の免除措置が講じられています。無料化の財源は国が100%支援しています。

この「健康保険の特例措置」は、①避難生活の支援という役割を果たしています。また、被災地では、福島原発事故がもたらした放射線被ばくを含む心身の負荷が住民の健康に悪影響を及ぼしています。9年後の今なお増え続ける「関連死」（9月7日現在福島県2,314名で昨年比28名増）は最も深刻な例です。「健康保険の特例措置」はまた、②こうした被災住民の医療機関での受診を支援する役割を果たしています。

昨年12月に閣議決定された「復興創生期間後の復興基本方針」において、「避難指示地域の医療費無料化措置（健康保険料の無料化と窓口3割負担の無料化）については見直す」とされており、大変憂慮しています。

見直しの方向としては、無料化の財源の一部を県や市町村に負担させる可能性が強いと考えられます。実際、宮城県や岩手県、福島県の避難指示が出された地域以外では、国の支援80%に縮小等により、無料化措置は、自治体により差はありますが、多くは数年で廃止され、現在は全く実施されていません。

復興期間10年が経過したからといって、被災住民の健康問題がなくなるわけではありません。復興創生期間終了後も「健康保険の特例措置」を継続することを強く求めます。見直しは行うべきではありません。

避難指示解除地域はいまだに医療インフラが整っていない状況で、整備拡充が急務です。また、福島原発事故の健康影響は避難指示区域内外で線引きされるものではありません。「健康保険の特例措置」を避難指示区域住民以外に広げるべきです。

申し入れ事項

1. 復興創生期間終了後も医療費無料化措置を継続すること。
2. 避難指示解除地域の医療インフラを整備拡充すること。
3. 医療費無料化措置を避難指示区域住民以外に広げること。